

徳島県企業管理規程第五号

徳島県企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県企業局長 勝 間 基 彦

徳島県企業局財務規程の一部を改正する規程

徳島県企業局財務規程（昭和四十一年徳島県企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「経営企画課課長補佐（政策調整・予算経理担当）」を「経営企画課主査兼係長（予算経理担当）」に改め、同条第三項中「課長補佐（政策調整・予算経理担当）」を「主査兼係長（予算経理担当）」に改める。

附 則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。